

平成26年度  
外国人介護福祉士候補者学習支援事業  
実施団体公募要領

日尼・日比経済連携協定に基づく  
外国人介護福祉士候補者に対する  
学習支援事業

平成26年2月

厚生労働省

## 公募要領目次

1. 委託事業の概要	・・・	2
(1) 委託事業実施の背景		
(2) 実施スケジュール		
(3) 事業対象者		
(4) 集合研修・通信添削指導等の内容		
(5) 検討委員会の開催		
(6) 参加者の確認		
(7) 集合研修の実施		
(8) 通信添削指導の実施		
(9) 再チャレンジ支援の実施		
(10) 委託事業の実施期間		
(11) 予算額（案）		
2. 応募における諸条件	・・・	16
(1) 事業実施形態		
(2) 管理事業（附帯事業）と事務局の設置		
3. 応募について	・・・	17
(1) 公募期間		
(2) 応募資格		
(3) 応募書類		
(4) 企画書に記載する内容		
(5) 応募書類提出期限等		
(6) その他		
4. 評価・決定	・・・	20
(1) 決定方法		
(2) 評価基準		
(3) 結果の通知等		
5. 委託費	・・・	21
(1) 委託費について		
(2) 留意事項		
6. その他		
(1) 提案採択後及び事業開始後の調整	・・・	22
(2) 個人情報等の取り扱い		
(3) 調査、会議、報道対応等への協力		
7. 問い合わせ先	・・・	22

# 「外国人介護福祉士候補者学習支援事業」

## 実施団体公募要領

厚生労働省では、日尼・日比経済連携協定に基づき受け入れた外国人介護福祉士候補者に対する学習支援事業を委託する団体を選定するために、以下の要領で募集を実施いたします。

この公募は事業実施期間を十分確保するため、平成 26 年度政府予算原案に基づき、予算成立前に公募を行っております。

なお、採択・執行に当たっては、国会での平成 26 年度予算成立が前提となりますので、今後、事業内容や実施時期等に変更があり得ることをご承知おき下さい。

### 1. 委託事業の概要

#### (1) 委託事業実施の背景

経済連携協定（EPA）に基づき、現在、インドネシアとフィリピンの 2 カ国から、介護福祉士候補者の受入れを行っており、その概要は以下のとおりとなっております。

※以降の説明では、インドネシア及びフィリピン介護福祉士候補者を「候補者」とし、特定の国の介護福祉士候補者は「〇〇人候補者」とします。

#### ア インドネシア（平成 21 年 7 月 協定発効）

- 平成 21 年度 189 名の候補者を受入れ

・平成 26 年 1 月 1 日現在、94 名が就労・研修に従事  
①1 年間の滞在延長が認められた者：36 名  
②介護福祉士試験合格後引き続き就労中の者：58 名  
・上記①の者のうち、平成 25 年度国家試験に合格した者は介護福祉士の資格を取得

- 平成 22 年度 77 名の候補者を受入れ

・平成 26 年 1 月 1 日現在、70 名が就労・研修に従事  
・介護福祉士試験合格後引き続き就労中の者：1 名  
・平成 25 年度国家試験に合格した者は介護福祉士の資格を取得  
・合格しなかった候補者のうち、一定条件に該当する者は特例的に滞在期間が 1 年間延長  
・その他の者はインドネシアへ帰国し、次回の国家試験を受験予定

- 平成 23 年度 58 名の候補者を受入れ  
(平成 26 年 1 月 1 日現在、54 名が就労・研修に従事)
- 平成 24 年度 72 名の候補者を受入れ  
(平成 26 年 1 月 1 日現在、72 名が就労・研修に従事)
- 平成 25 年度 108 名の候補者を受入れ  
(平成 26 年 1 月 1 日現在、108 名が就労・研修に従事)

#### イ フィリピン (平成 20 年 12 月 協定発効)

フィリピン人候補者の受入れに関しては、受入施設で就労・研修しながら国家試験の合格を目指す就労コースと、養成施設で就学し資格取得を目指す就学コースの 2 つが設けられています。

- 平成 21 年度  
【就労コース】 190 名の候補者を受入れ
  - ・平成 26 年 1 月 1 日現在、81 名が就労・研修に従事
  - ①1 年間の滞在延長が認められた者：46 名
  - ②介護福祉士試験合格後引き続き就労中の者：35 名
  - ・上記①の者のうち、平成 25 年度国家試験に合格した者は介護福祉士の資格を取得
- 平成 22 年度  
【就労コース】 72 名の候補者を受入れ
  - ・平成 26 年 1 月 1 日現在、53 名が就労・研修に従事
  - ・介護福祉士試験合格後引き続き就労中の者：1 名
  - ・平成 25 年度国家試験に合格した者は介護福祉士の資格を取得
  - ・合格しなかった候補者のうち、一定条件に該当する者は特例的に滞在期間が 1 年間延長
  - ・その他の者はフィリピンへ帰国し、次回の国家試験を受験予定
- 平成 23 年度  
【就労コース】 61 名の候補者を受入れ
  - ・平成 26 年 1 月 1 日現在、52 名が就労・研修に従事
  - ・介護福祉士試験合格後引き続き就労中の者：1 名
- 平成 24 年度  
【就労コース】 73 名の候補者を受入れ  
(平成 26 年 1 月 1 日現在、68 名が就労・研修に従事)

● 平成 25 年度

【就労コース】 87 名の候補者を受入れ

(平成 26 年 1 月 1 日現在、87 名が就労・研修に従事)

就労 1 年目の候補者については、日本語能力が十分でないことが多く、受入施設側の負担となっている場合が多いという現状です。

就労 2 年目・3 年目の候補者については、介護福祉士の資格取得に向け、介護の専門知識や技術等を効率的に学習する必要がありますが、制度・文化・習慣等の違いから候補者にとっては理解が難しい学習分野があり、個々の受入施設では対応が難しい現状です。

また、介護福祉士の資格を取得できずに帰国する平成 22 年度入国候補者は、次回の国家試験に向けた学習に取り組みますが、日本の民間業者が行う模擬試験への参加が難しい等の状況が想定されます。

以上を踏まえ、平成 26 年度予算案において、

- 日本語及び介護の専門知識や技術等を習得するための集合研修
- 介護分野の専門知識に関する通信添削指導（定期的な小テスト）
- 介護福祉士の資格を取得できずに帰国する平成 22 年度入国候補者に対する再チャレンジ支援（模擬試験の実施等）

を行うための事業を厚生労働省において実施するものです。

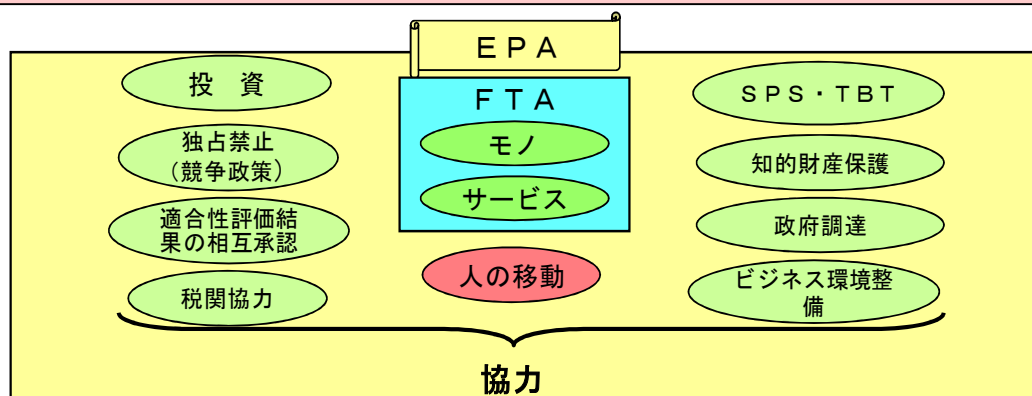
介護福祉士資格取得に向けた、候補者の受入施設における学習目標と厚生労働省による支援等の全体像については、別紙 1 のとおり。

※参考「経済連携協定（EPA）とは」

## 経済連携協定（EPA）とは

「経済連携協定」（EPA：Economic Partnership Agreement）は、WTO（世界貿易機関）と中心とした多国間の貿易自由化を補完するため、国や地域を限定して、関税等の貿易障壁を撤廃することにより、モノ・ヒト・カネ・サービスの移動を促進させようとするもの。

一般的には、「自由貿易協定」（FTA：Free Trade Agreement）の呼称が使用されているが、日本においては、いわゆる自由貿易協定（物品やサービスの貿易障壁の削減・撤廃を目的とする）の要素に加え、投資、人の移動、知的財産保護、協力等の広範な分野を対象としていることから、協定の名称は「経済連携協定」（EPA）を用いている。



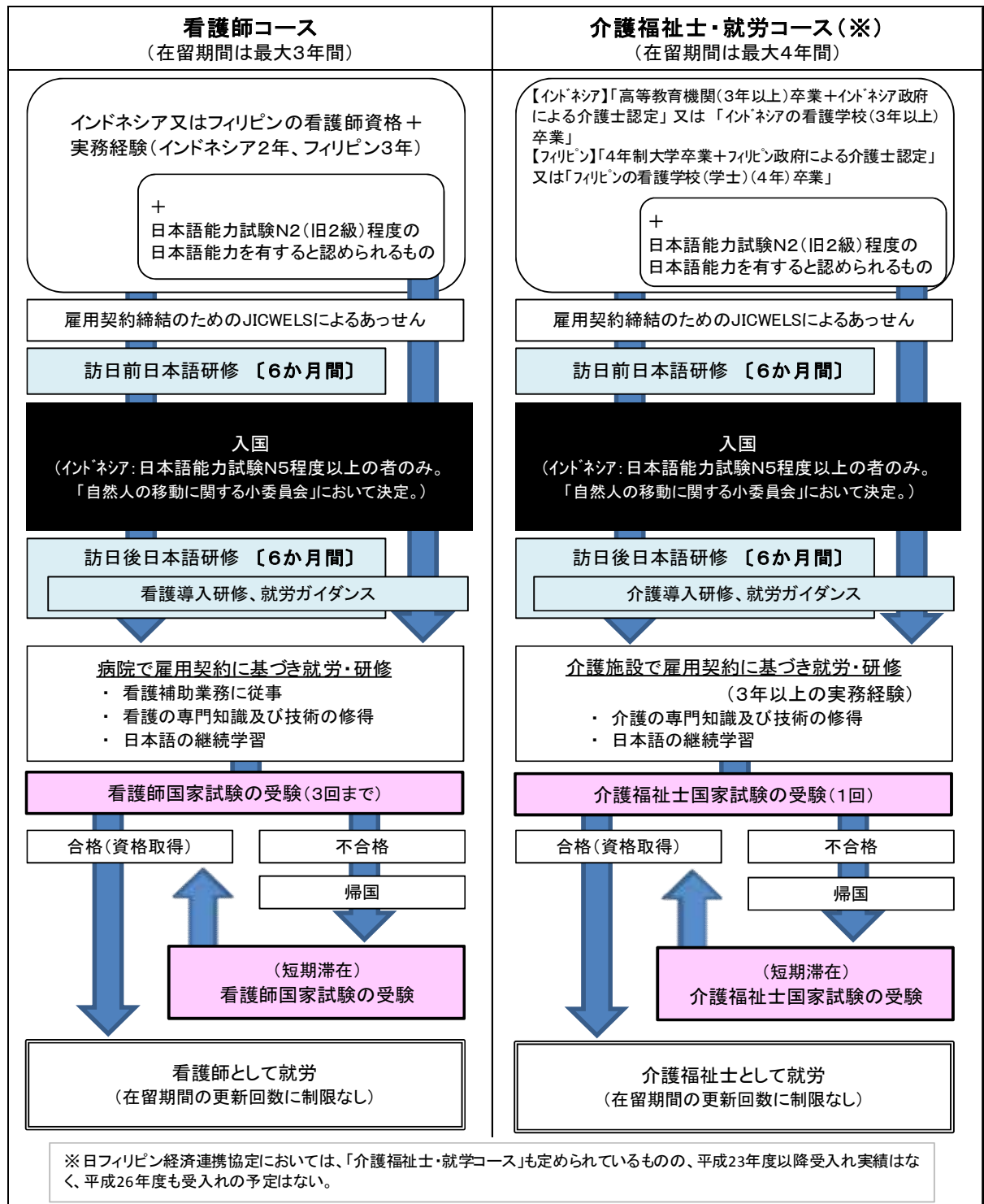
（参考）日・フィリピン経済連携協定の構成（165条からなる本文と8の附属書により構成。和文で721ページ）

第1章 総則	第8章 投資
第2章 物品の貿易	第9章 自然人の移動
第3章 原産地規則	第10章 知的財産
第4章 税関手続	第11章 政府調達
第5章 貿易取引文書の電子化	第12章 競争
第6章 相互承認	第13章 ビジネス環境の整備
第7章 サービスの貿易	第14章 協力（以下略）

## インドネシア人・フィリピン人看護師・介護福祉士候補者 平成26年度受入れスキーム

### 趣旨・目的

- 日インドネシア経済連携協定(平成20年7月1日発効)及び日フィリピン経済連携協定(平成20年12月11日発効)に基づく看護師・介護福祉士候補者等の受入れは、原則として外国人の就労が認められていない分野において、経済活動の連携の強化の観点から、二国間の協定に基づき、公的な枠組みで特例的に行うものである。  
(看護・介護分野の労働力不足への対応ではなく、国内労働市場への影響を考慮して受入れ最大人数を設定。)
- 候補者の受入れを適正に実施する観点から、我が国は公益社団法人国際厚生事業団(JICWELS)を調整のための機関として位置づけており、これ以外の職業紹介事業者や労働者派遣事業者にあっせんを依頼することはできない。



(2) 実施スケジュール

26年 4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護や福祉に知見のある者や日本語講師、外国人（特にインドネシア人、フィリピン人）に対する学習支援経験者等が参画する検討委員会を開催し、事業内容について検討</li> <li>・ 公募の際に提出した企画書、検討委員会の検討内容等を踏まえ、具体的な事業実施案を作成</li> <li>・ 別に定める「外国人看護師・介護福祉士受入支援事業委託費交付要綱」に基づく、委託費の交付申請（5月以降にずれ込む可能性あり）</li> <li>・ 開催通知の発送、参加希望の有無の確認</li> </ul>	
5月	集合研修	通信添削指導
6月	○平成23年度入国候補者 （平成22年度入国候補者のうち滞在期間が延長される者を含む） <b>4回以上実施</b>	○平成23年度入国候補者 （平成22年度入国候補者のうち滞在期間が延長される者を含む） <b>6回以上実施</b>
7月	○平成24年度入国候補者 <b>3回以上実施</b>	○平成24年度入国候補者 <b>6回以上実施</b>
8月	○平成25年度入国候補者 <b>2回以上実施</b>	
9月	<p>(留意点)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 各集合研修、各通信添削指導は、一定の期間を空けて実施</li> <li>※ イスラム教徒である候補者については、日の出から日没まで飲食を絶つラマダンの期間に注意</li> <li>※ 平成23年度入国候補者は、平成27年1月下旬に実施する介護福祉士国家試験（筆記）を受験予定</li> </ul> <p>(平成22年度入国候補者について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 平成25年度の国家試験の結果は、平成26年3月27日に発表</li> </ul>	
10月		
11月		
12月		
27年 1月	<p>再チャレンジ支援</p> <p>介護福祉士の資格を取得できずに帰国する平成22年度入国候補者に対する再チャレンジ支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○模擬試験 <b>1～2回実施</b></li> <li>○通信添削指導 <b>6回以上実施</b></li> <li>○学習相談窓口の設置</li> </ul>	
2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>※ 帰国者は、平成27年1月下旬に実施する介護福祉士国家試験（筆記）を受験予定</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○検討委員会（任意）</li> <li>必要に応じて、事業効果の検証、内容の見直し等を実施</li> </ul>	
3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 検討委員会を開催し、事業実績の取りまとめ、事業効果の検証等を実施</li> <li>・ 別に定める「外国人看護師・介護福祉士受入支援事業委託費交付要綱」に基づく、委託費の事業実績の報告</li> </ul>	



(3) 事業対象者

- |               |   |          |
|---------------|---|----------|
| ア 平成 23 年度入国： | インドネシア人候補者                              | 最大 54 名  |
|               | フィリピン人候補者                               | 最大 52 名  |
|               | 〔平成 22 年度入国候補者<br>滞在期間が延長される者<br>帰国する者〕 |          |
| イ 平成 24 年度入国： | インドネシア人候補者                              | 最大 72 名  |
|               | フィリピン人候補者                               | 最大 68 名  |
| ウ 平成 25 年度入国： | インドネシア人候補者                              | 最大 108 名 |
|               | フィリピン人候補者                               | 最大 87 名  |

(4) 集合研修・通信添削指導等の内容

○ 平成 23 年度入国候補者

(平成 22 年度入国候補者のうち滞在期間が延長された者を含む)

集合研修	通信添削指導
<p>目的 候補者の学習進捗状況を把握するとともに、介護福祉士の資格取得に必要な介護の専門知識等の理解を促進するための研修・指導を実施</p>	
<p>回数 4 回以上</p>	<p>回数 6 回以上</p>
<p>内容（例） ①模擬試験の実施及び解説 ②国家試験頻出項目の理解促進 ③候補者への個別指導 ④発展的な介護技術の習得 等</p>	<p>内容（例） ①国家試験頻出項目の理解促進 ②習得状況を確認するための小テスト実施及び解説 等</p>
<p>留意点 平成 27 年 1 月下旬に実施する介護福祉士国家試験（筆記）を受験予定であることを踏まえ、事業内容等を速やかに検討し、第 1 回目の集合研修及び通信添削指導のテキスト配布等は、遅くとも 6 月中旬までには必ず実施すること。</p>	

○ 平成 24 年度入国候補者

集合研修	通信添削指導
<p>目的 候補者の学習進捗状況を把握するとともに、国家試験出題基準全般の学習、制度・文化・習慣等の違いから候補者にとって理解が難しい分野の補完、基礎的な介護技術の習得を促進するための研修・指導を実施</p>	
<p>回数 3 回以上</p>	<p>回数 6 回以上</p>
<p>内容（例） ①介護分野の専門用語の習得状況の確認及び学習 ②国家試験出題基準全般の学習 ③候補者にとって理解が難しい分野の補完 ④模擬試験の実施及び解説 ⑤基礎的な介護技術の確認及び習得 等</p>	<p>内容（例） ①国家試験出題基準全般の学習 ②候補者にとって理解が難しい分野の補完 ③習得状況を確認するための小テスト実施及び解説 等</p>
<p>留意点 日本語習得及び介護分野の学習進捗状況は、候補者ごとに異なるため、段階に応じた事業内容等を検討すること。</p>	

○ 平成 25 年度入国候補者

集合研修	
<p>目的 候補者の日本語習得状況を把握するとともに、介護福祉士の資格取得に向け、受入施設において日々行われている学習を補完するための研修を実施</p>	
<p>回数 2 回以上</p>	
<p>内容（例） ①介護分野の学習に対応するための日本語（漢字習得、読解力、速読力）の増強 ②介護分野の学習に必要な基本的な用語等の理解促進 ③学習の習得状況を確認するためのテストの実施 ④介護福祉士国家試験制度の理解促進 等</p>	
<p>留意点 日本語の習得状況は、候補者ごとに異なるため、段階に応じた事業内容等を検討すること。</p>	

○ 介護福祉士の資格を取得できずに帰国する平成 22 年度入国候補者

再チャレンジ支援	
目的	介護福祉士の資格を取得できずに帰国する平成 22 年度入国候補者が、次回の国家試験に向けた学習を円滑に行うための支援を行う。
模擬試験の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・インドネシア人候補者               <ul style="list-style-type: none"> <li>1 回目（6 月中旬頃）</li> <li>※平成 23 年度入国候補者の集合研修と同時に実施</li> <li>2 回目（9 月以降）</li> <li>※帰国後、在インドネシア大使館の協力のもと実施（調整中）</li> </ul> </li> <li>・フィリピン人候補者               <ul style="list-style-type: none"> <li>1 回目（6 月中旬頃）</li> <li>2 回目（9 月以降）</li> <li>※帰国後、在フィリピン大使館の協力のもと実施（調整中）</li> </ul> </li> </ul>
通信添削指導の実施	回数 6 回以上 ※平成 23 年度入国候補者と同等の内容で実施
学習相談窓口の開設	国家試験に向けた学習等に関する相談に対応
在留期限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・インドネシア人候補者 平成 26 年 8 月</li> <li>・フィリピン人候補者 平成 26 年 5 月</li> </ul>
留意点	平成 27 年 1 月下旬に実施する介護福祉士国家試験（筆記）を受験予定であることを踏まえ、事業内容等を検討。

(5) 検討委員会の開催

集合研修及び通信添削指導等が効果的・効率的に実施されるよう、介護や福祉に知見のある者や日本語講師、外国人（特に、インドネシア人、フィリピン人）に対する学習支援経験者等が参画する検討委員会を少なくとも 2 回以上開催し、事業内容の検討や事業効果の検証等を行って下さい。

検討委員会は、事業開始と終了時点の開催は必須とします。

また必要に応じて、事業効果の途中検証や内容の見直し等を行って下さい。

（厚生労働省から開催を依頼する場合や、報告を求める場合があります。）

なお、提案者において、日常的に有識者等の意見を聴く体制がとれていれば、本事業のためだけに検討委員会を設置する必要はありません。

(6) 参加者の確認

事業開始時点において、全ての候補者及び受入施設に対して、集合研修

並びに通信添削指導の年間スケジュールや開催地等を通知し、参加希望の有無を確認して下さい。

候補者及び受入施設の都合によっては、集合研修の一部を欠席する場合や出欠が変更になる場合がありますが、柔軟な対応をお願いします。

なお、通知には、本事業が厚生労働省委託事業であることを明確に記載して下さい。

## (7) 集合研修の実施

独自に効果的・効率的なカリキュラムを構築の上、候補者の学習進捗状況に応じたクラス分けや、必要に応じて夜間帯の授業、補講、個別指導等を取り入れ、集合研修の内容を提案して下さい。

なお、候補者がインドネシア人及びフィリピン人であることに十分留意し、制度・文化・習慣等の違いを踏まえたカリキュラムの検討や、候補者の日本語習得状況に応じた通訳者の確保等を行って下さい。

また、候補者の受入施設における継続的な学習を促進するための指導や、研修の効果や評価を得るためのアンケート（候補者向け、受入施設向け）等についても実施して下さい。

### ア 開催地

都道府県ごとに候補者の受入状況は異なりますので、別紙 2「都道府県別受入れ人数」を参考に、効率的な開催地を提案して下さい。

### イ クラス編成

クラス編成は、「入国年度」「出身国」「学習進捗状況」等に応じて行って下さい。

なお、候補者が希望する場合には、日本語習得状況等を踏まえ、平成 25 年度入国候補者が平成 24 年度入国候補者の集合研修に参加する等、柔軟な対応をお願いします。

### ウ 時間割

研修の時間割は、(4)の集合研修の内容及び別紙 3「集合研修の時間割(イメージ)」を参考に各提案者において作成して下さい。

なお、1 回あたりの研修期間は学習進捗状況や研修内容等を考慮し、より効果的・効率的な実施が図られるよう、提案して下さい。

また、1 回目の研修では、候補者に研修の目的等を説明するオリエンテーションを必ず実施して下さい。

### エ 模擬試験

模擬試験は、介護福祉士国家試験に向けた候補者の学習進捗状況を確認

するための重要な指標です。

特に、次回の国家試験（平成 27 年 1 月下旬に実施予定）を受験する平成 23 年度入国候補者（平成 22 年度入国候補者のうち滞在期間が延長された者を含む）については、複数回実施（そのうち必ず 1 回は介護福祉士国家試験と同様、全ての漢字にふりがなを付記した問題用紙と通常の問題用紙を候補者に選択させて実施）して、進捗の度合いを把握できるよう、提案して下さい。

## オ 教材

研修で使用するテキスト等の教材は、提案者において印刷又は購入により用意して下さい。

提案者の判断で本事業のために独自に企画・開発する教材を使用することは自由ですが、教材の開発費用は委託事業としての支払対象外となります。

なお、受入施設における候補者の日本語学習は、現在、候補者の受入支援事業を実施している（公社）国際厚生事業団が配布している教材等を活用して行われています。

また、平成 25 年度の本事業においては、受託団体である（公社）国際厚生事業団が介護福祉士国家試験の試験科目別出題基準に対応した教材を配布しているため、それらの内容を踏まえ、研修で使用する教材の内容を検討願います。（配布教材については別紙 4 参照）

## カ 候補者、受入施設への研修結果の報告

集合研修に参加した候補者並びに受入施設に対しては、それぞれの研修終了後、模擬試験の結果や研修内容等をまとめたものを郵送して下さい。

また、受入施設から、研修に関する疑義・照会があった場合には、適切な対応ができるように相談体制を整えておくようにして下さい。

## キ 候補者の負担

集合研修期間中の食費及び研修テキスト代は、候補者の負担として構いませんが、研修会場への旅費や宿泊料等は、原則、委託費で対応して下さい。

しかし、候補者の負担をあまりにも高額に設定すると、研修に参加しない候補者がでてくることが予測されるため、候補者の負担はなるべく低廉となるようにして下さい。

なお、企画書には、候補者が負担する額（見込）を明記して下さい。

## ク 研修不参加者への対応

研修不参加者が希望する場合、研修で使用した教材や模擬試験問題等を郵送するとともに、模擬試験の採点等についても対応して下さい。

## **(8) 通信添削指導の実施**

候補者の入国年度別に、効率・効果的なテキスト、小テストを用意し、受入施設への郵送、添削等が計画的に行われるよう、通信添削指導の内容を提案して下さい。

なお、候補者がインドネシア人及びフィリピン人であることに十分留意し、制度・文化・習慣等の違いを踏まえたテキストの検討や、小テストの解説等を行って下さい。

また、通信添削指導の効果や評価を得るためのアンケート（候補者向け、受入施設向け）等についても実施して下さい。

### **ア テキスト、小テスト**

通信添削指導で使用するテキスト、小テストは、提案者において印刷又は購入により用意して下さい。

提案者の判断で本事業のために独自に企画・開発する教材を使用することは自由ですが、教材の開発費用は委託事業としての支払対象外となります。

また、小テストは、候補者の学習進捗状況を把握し、より効果的・効率的な実施が図られるよう、テスト範囲や問題数等を提案して下さい。

なお、受入施設における候補者の学習は、現在、前述の教材等を活用して行われているため、その内容を踏まえ、通信添削指導で使用する教材の内容を検討願います。

### **イ 候補者、受入施設への添削結果の通知**

受入施設から返送された小テストの回答については、添削後、候補者及び全体の結果、解答、解説資料等を郵送して下さい。

また、受入施設から、テキストや小テストに関する疑義・照会があった場合には、適切な対応ができるように相談体制を整えておくようにして下さい。

## **(9) 再チャレンジ支援の実施**

介護福祉士の資格を取得できずに帰国する平成 22 年度入国候補者が、次回の国家試験（平成 27 年 1 月下旬に実施予定）に向けた学習を円滑に行えるよう、再チャレンジ支援の内容を提案して下さい。

なお、候補者がインドネシア及びフィリピンに帰国することに十分留意し、テキスト等の発送や情報の発信等について、メール等の活用を含め、検討を行って下さい。

また、再チャレンジ支援の効果や評価を得るためのアンケート等についても実施して下さい。

## ア 模擬試験

実施回数を2回とするが、平成22年度入国インドネシア人候補者の滞在期限は平成26年8月であるため、

- ・1回目の模擬試験は、日本滞在中に、平成23年度入国候補者の集合研修と同時に実施（6月中頃）
- ・2回目の模擬試験は、インドネシア帰国後に、在インドネシア大使館において実施（9月以降）

するよう、提案して下さい。

また、平成22年度入国フィリピン人候補者の滞在期限は平成26年5月であるため、

- ・1回目の模擬試験は、フィリピン帰国後に、在フィリピン大使館において実施（6月中頃）
- ・2回目の模擬試験は、フィリピン帰国後に、在フィリピン大使館において実施（9月以降）

するよう、提案して下さい。

なお、模擬試験の実施については、在インドネシア大使館及び在フィリピン大使館に協力いただけるよう、調整中です。

在インドネシア大使館及びフィリピン大使館に協力を依頼する業務

- ・会場準備
- ・試験監督官の配置
- ・解答用紙の返送 等

提案者において行う業務

- ・模擬試験の購入
- ・模擬試験の送付（外交行囊<sup>こうのう</sup>（外交パウチ）を活用）
- ・候補者への周知
- ・模擬試験結果の送付 等

## イ 通信添削指導

23年度入国候補者の通信添削指導と同等の内容で実施するよう、提案して下さい。

なお、候補者の帰国が早まる場合等については、柔軟な対応をお願いします。

## ウ 学習相談窓口

国家試験に向けた学習等に関する相談に対応できる体制を提案して下さい。

なお、相談にあたる者を常駐させる必要はありませんが、相談に対して迅速な対応ができる体制となるように検討願います。

**(10) 委託事業の実施期間**

平成 26 年 4 月 1 日 ～ 平成 27 年 3 月 31 日

なお、委託費に係る申請や精算手続等は、別に定める「外国人看護師・介護福祉士受入支援事業費交付要綱」により行っていただきます。

**(11) 予算額（案）**

100,024 千円を基準額（上限額）とします。

（消費税等、本事業に係る一切の費用を含む。）



## 2. 応募における諸条件

事業の効果と効率性、公平性を確保する観点等から、応募にあたり以下の諸条件を設定します。以下諸条件に合致しない提案は、応募資格を満たさないものとして審査対象外となりますのでご注意ください。

### (1) 事業実施形態

本事業は、1事業者のみでは事業を完結できない可能性を考慮し、事業の一部を再委託する形態での提案についても受付いたします。

ただし、本事業の目的を鑑み、再委託が可能な部分は、宿泊・食事提供等の滞在に関する部分、集合研修及び通信添削指導のうち日本語学習又は介護分野等の学習のいずれか一方の学習に関する部分とします。

事業の大部分を再委託する形態での提案は、応募資格を満たさないものとして審査対象外となりますので、事業費総額に対する再委託費の比率が50%を超える場合には、再委託の合理性や必要性について提案書の中で補足して下さい。

また、提案者が公益法人の場合には、原則、再委託比率が50%を超えることは認められませんのでご注意ください。

### (2) 管理事業（附帯事業）と事務局の設置

事業を円滑に遂行するための総合調整機能として、事務局を設置していただきます。事務局は事業の総合調整機能という非常に重要な役割を担うため、申請者である事業者によっていただきます。

事務局には、事業の統括管理者（＝事務局長）を1名配置するとともに、必要なスタッフを確保して下さい。

事務局は、本事業を遂行する上で必要となる全ての事務・作業を行っていただきます。以下は附帯事業として考えられる内容であり、事業遂行上、他に発生する作業や調整事項に随時対応いただきます。

- 厚生労働省や外務省、在インドネシア及び在フィリピン大使館等との連絡調整
- 集合研修及び通信添削指導、再チャレンジ支援の管理監督（出欠状況や研修態度等の把握）
- 講師の手配や研修教室の確保
- 候補者に対する旅費等の支払い手続き
- 病気・事故等緊急事態への迅速な対応、情報収集と関係者等への報告
- 受入施設への必要な報告、連絡・調整
- 必要に応じて開催する厚生労働省主催の連絡会議への出席や随時の事業状況報告等
- 事業評価、成果報告書の作成
- 厚生労働省との契約に関する諸手続
- 委託費の精算等

### 3. 応募について

#### (1) 公募期間

平成 26 年 2 月 13 日（木）～平成 26 年 2 月 26 日（水）午後 5 時まで

#### (2) 応募資格

本事業の対象となる申請者は、次のすべての要件を満たすものとします。

- ① 日本に拠点を有していること。
- ② 本事業を的確に遂行するに足る組織、人員等を有していること。
- ③ 本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力、及び精算を適正に行う経理体制を有していること。
- ④ 外国人に対する教育、又は外国人を日本に受け入れての研修事業について十分な知見及び実績を有し、厚生労働省と密接かつ協調的に連絡体制を構築しつつ、本件委託業務を円滑に実施できる者。
- ⑤ 本公募要領に記載した応募における諸条件、及び応募書類作成における諸条件を遵守した提案をしていること。
- ⑥ 厚生労働省から補助金交付等停止、又は指名競争入札における指名停止を受けている期間中でないこと。
- ⑦ 予算決算及び会計令第 70 条及び第 71 条の規定（別紙 5 参照）に該当しない者であること。

#### (3) 応募書類

応募書類は様式に従って日本語で作成し、提出して下さい。

##### (応募書類)

- ① 企画書
- ② 経費内訳書（作成については別紙 6 参照）
- ③ 提案者の概要（会社概要等）がわかる資料
  - ア) パンフレット等
  - イ) 定款又は寄付行為
  - ウ) 直近より過去 3 年分の財務諸表

※ 再委託が見込まれる場合には、再委託先の概要がわかる資料（パンフレット等）を提出して下さい。
- ④ その他提案内容を補足するために必要な参考資料

##### (必要部数)

10 部

##### (提出形式)

応募書類は、全て A4 で作成して下さい。

A3 による資料については、折り込んでいただき、他の A4 書類と重なるように綴って下さい。

#### (4) 企画書に記載する内容

① 企画書概要

(別紙7の様式に企画内容のポイントとなる部分を簡潔に記載)

② 事務局の体制 (担当者名、組織図等)

③ 検討委員会の体制 (委員の氏名、所属、役職、資格等)

④ 類似事業の実績

⑤ 事業の具体的な内容

・集合研修

(回数、開催地、会場、日程、クラス数 (1クラスあたりの人数)、カリキュラム、教材、模擬試験の有無、実技の有無、宿泊場所、通訳の配置、イスラム教徒への配慮 等)

・通信添削指導

(回数、日程、テキスト及び小テストの構成、作成責任者 等)

・再チャレンジ支援

(模擬試験の内容、学習相談の体制、帰国者との連絡体制 等)

⑥ 講師の名簿 (所属、役職、資格、経歴等)

⑦ その他応募者や企画内容に関する事項

#### (5) 応募書類提出期限等

定められた応募書類を下記住所宛に持ち込み、又は郵送 (配達証明等で到着を確認して下さい。) にて提出して下さい。

持ち込み、郵送以外の方法によるFAX、電子メール等での提出は受け付けません。

また、提出期限を経過した後の持ち込みや、提出期限経過後の日付の消印で郵送された応募書類、不足・不備がある書類については、いかなる理由があろうとも無効として審査対象外とします。

#### (提出期限)

持ち込みの場合：平成26年2月26日(水)午後5時

郵送の場合：平成26年2月26日(水)当日消印まで有効

#### (持ち込みの場合の受付時間)

月曜日～金曜日 (祝祭日を除く)

午前10時00分～午後0時00分、午後1時30分～午後5時00分

※ 持ち込みの場合、厚生労働省 (合同庁舎5号館) への入館登録が必要となりますので、来省1時間前までに問い合わせ先 (22ページ) に連絡して下さい。

**(提出・郵送先)**

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2

厚生労働省 社会・援護局 福祉基盤課

※ 郵送の場合は、宛名面に「学習支援事業 応募書類在中」と朱書きにより明記して下さい。

**(6) その他**

- ① 提出いただいた応募書類、提案内容に関して、電話での問い合わせやヒアリング等をお願いする場合があります。
- ② 本公募にかかる応募書類の作成・提出、ヒアリング等に要する費用等、応募にあたり発生する一切の費用は申請者に負担いただきます。
- ③ 応募書類は返却いたしません。企画内容の評価のみに使用し、機密保持には十分配慮いたします。ただし、採択された場合には、法律に基づき不開示情報を除いて情報公開の対象となります。
- ④ 責任の所在を明確にする観点から、応募書類を提出する法人は一つの法人であることとします。したがって、複数法人による連名の提出は認められません。
- ⑤ 採択決定以後、応募書類に記載された事業概要、再委託先、契約金額については公表・活用する場合があります。当該部分の公表・活用については提案者の了解を得たものとして扱わせていただきます。

## 4. 評価・決定

### (1) 決定方法

応募資格を満たした応募書類について、以下の基準に基づいて総合的に評価し、事業実施団体を決定します。

なお、評価に際しては必要に応じ申請者に対するヒアリングや電話での問い合わせ、追加資料の提出を求める場合があります（ヒアリングを行う場合は別途ご連絡いたします）。

### (2) 評価基準

- ① 業務を遂行するために必要な根拠（人員、経験、設備、資金）が示されているか。
- ② 業務を的確に遂行するために十分な管理能力があるか。
- ③ 事業内容が事業目的と合致しているか。
- ④ 効果的であり、実現可能な事業内容となっているか。
- ⑤ 事業目的達成のために、創意工夫のある内容となっているか。
- ⑥ 事業目的、内容に対し、事業計画は現実的かつ妥当なものか。

### (3) 結果の通知等

事業実施団体決定後、速やかに書面にて結果の通知を行います。

評価結果の理由等について不問とし、異議を申し立てることができないものとします。

## 5. 委託費

### (1) 委託費について

対象とする経費や支払い方法等は、別に定める、「外国人看護師・介護福祉士受入支援事業委託費交付要綱」により提示いたします。

### (2) 留意事項

- ① 国における平成 26 年度一般会計予算が成立しない場合は、事業の実施が出来ないことをご承知おき下さい。
- ② 委託事業に係る事業の進捗・経理状況の確認及び委託金額の確定を行うため、委託事業期間及び委託事業終了後に実地検査に入る場合もありますのであらかじめご了承願います。
- ③ 委託事業終了後の委託金額確定にあたり、成果物や帳簿類の確認が出来ない場合については、当該経費は委託費の支払対象外となります。よって、経費の支出にあたっては、見積書・請求書・納品書・領収書等の証拠書類を必ず揃えるとともに、経費の支出における事業者の選定にあたり、入札や見積合わせ等の方法により、費用が低価格ですむ方法により行う等、効率的に経費の支出を行う体制を確保して下さい。
- ④ 人件費に関する注意点  
委託契約期間中、本事業への従事にあたり人件費が発生する者については、必ず業務日誌を作成して下さい。人件費の精算は業務日誌に基づき行われますので、委託事業契約期間中に業務日誌を作成しない場合や、業務日誌に不備がある場合は、当該従事者の人件費は支払われないこととなりますので、ご注意下さい。再委託先において人件費が発生する場合にも、必ず同様に業務日誌を作成して下さい。
- ⑤ 会計検査院による検査  
委託事業終了後、会計検査院が実地検査に入ることがあります。
- ⑥ 成果の帰属（注意）  
本事業による候補者の各種データや報告書等、成果物の一切は国に帰属することをご承知おき下さい。

## 6. その他

### (1) 提案採択後及び事業開始後の調整

提案内容、積算についてはあくまでも審査材料として活用するものであり、提案採択後及び事業開始後において、厚生労働省との協議等を経て、事業内容・構成、事業規模、積算等に変更や調整が生じる可能性があることをご承知おき下さい。

### (2) 個人情報等の取り扱い

公募の結果、提案を採択された事業者に対し、事業実施に必要な情報等を提供します。情報の内容によっては、守秘義務の遵守をお願いすることがあります。

なお、候補者の氏名・住所等をはじめ、本事業に関係する個人情報については、事業実施中のみならず、事業終了後においても守秘義務を遵守して頂きます。情報の取扱いに疑義がある場合には、事前に、厚生労働省と協議してください。

### (3) 調査、会議、報道対応等への協力

必要に応じて、国が行う本事業に関する調査への協力、各種会議等への出席、報道対応等について、最大限の協力を行っていただきますので、あらかじめご承知おき下さい。

## 7. 問い合わせ先

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課（担当：高相、若井）

T E L : 03-5253-1111（内線 2849）

F A X : 03-3591-9898